



全農薬通報

No.241

平成18年 2月20日

◆◆◆ もくじ ◆◆◆

◎ 組合からのお知らせ

全国農薬協同組合地区会議

第64回植物防疫研修会

平成17年農林水産航空事業に関する成績検討会

(社)緑の安全推進協会「緑の安全管理士」認定審査会

(財)報農会 農家子弟に奨学金交付

臭化メチル削減対策会議(第10回)

農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について

PCB剤及びPCNB剤の回収の徹底について

◎ 組合員異動

◎ 主な行事予定

全国農薬協同組合=東京都千代田区内神田3-3-4(全農薬ビル) TEL 03-3254-4171(代表)
FAX (03)3256-0980

回 覧						

No.241

平成18年 2月20日

■ ■ ■ ■ も く じ ■ ■ ■ ■

◎ 組合からのお知らせ

全国農薬協同組合地区会議

第64回植物防疫研修会

平成17年農林水産航空事業に関する成績検討会

(社)緑の安全推進協会「緑の安全管理士」認定審査会

(財)報農会 農家子弟に奨学金交付

臭化メチル削減対策会議(第10回)

農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について

PCB剤及びPCNB剤の回収の徹底について

◎ 組合員異動

◎ 主な行事予定

組合からのお知らせ

1. 全国農薬協同組合地区会議（全農薬・安全協同時開催）

平成 18 年度全国農薬協同組合地区会議が 2 月 7 日の関東・甲信越地区を皮切りに 2 月 23 日の北海道まで、8 地区で逐次開催中。なお、本年度も農林水産省又は地方農政局担当官出席のもとで開催されている。本年は各地区とも特別講演が行われている。

(1) 日 程

関東・甲信越	2 月 7 日 (火)	東京都	メルパルク東京
中国・四国	2 月 8 日 (水)	岡山市	メルパルク岡山
九州	2 月 9 日 (木)	福岡市	福岡ガーデンパレス
北陸	2 月 14 日 (火)	金沢市	メルパルク金沢
近畿	2 月 16 日 (木)	大阪市	ホテル新大阪
東海	2 月 16 日 (木)	名古屋市	愛知厚生年金会館
東北	2 月 22 日 (水)	仙台市	茂庭荘
北海道	2 月 23 日 (木)	札幌市	札幌総合卸センター

(2) 議 題

- ① 全農薬の事業運営について
- ② 安全協活動について
- ③ 植物防疫をめぐる諸問題について
- ④ 取引メーカー商品説明について
(スナップショット粒剤)
- ⑤ その他

(3) 特別講演

○ 「ポジティブリスト制度導入に伴うドリフト防止対策について」

関東・甲信越地区	(社)日本植物防疫協会	藤田 俊一 氏
中国・四国地区	(社)日本植物防疫協会	田代 定良 氏
九州地区	"	"
北陸地区	日本曹達㈱	服部 光雄 氏

東海地区 日本農薬㈱ 内田 又左衛門 氏
東北地区 (社)緑の安全推進協会 千野 義彦 氏
○ 「農薬の役割と環境影響・健康影響の実態調査から見えてきたこと」
近畿地区 千葉大学園芸学部教授 本山 直樹 氏
○ 「農薬と食：安全と安心」
北海道地区 日本農薬学会会長 梅津 憲治 氏 (大塚化学ホール
イングス㈱取締役専務)

2. 第64回植物防疫研修会

- (1) 期 間 平成18年1月25日(水)～1月31日(火)
- (2) 場 所 国立オリンピック記念青少年総合センター
- (3) 受講者 60名(全農薬関係30名、農薬工業会関係30名)

3. 平成17年度農林水産航空事業に関する成績検討会

- (1) 期 間 平成18年1月16日(月)～1月18日(水)
- (2) 場 所 全共連ビル4階 大会議室、中会議室
- (3) 検討事項
 - ① 技術合理化試験
 - ② 新分野開発試験
 - ③ 無人ヘリ新分野開発試験
 - ④ 有人ヘリ、無人ヘリ受託試験
- (4) 出席者 剣屋技術顧問

4. 臭化メチル削減対策会議(第10回)

- (1) 日 時 平成17年12月2日(金) 14:00～17:00
- (2) 場 所 農林水産省共用会議室A B C (日本郵政公社2F)
- (3) 議 題
 - ① 不可欠用途臭化メチルのマネジメント・ストラテジー(削減戦略)の策定について

- ② 平成 16 年度臭化メチル不可欠申請の審査について
- ③ 平成 17 年度臭化メチル不可欠用途申請について
- ④ 臭化メチル及び代替薬剤の出荷量と農薬登録の状況
- ⑤ 臭化メチル代替技術の開発と普及
 - ・ 土壌病害防除における臭化メチル代替技術の開発と普及

(神奈川県農業技術センター)

- ・ クリにおける代替技術の開発と普及

(兵庫県農林水産技術総合センター淡路農業技術センター)

- ⑥ 難透過性フィルム (VIF) について

(日本くん蒸技術協会 楠谷 氏)

- ⑦ その他

(4) 出席者 割屋技術顧問

5. (社)緑の安全推進協会「緑の安全管理士」認定審査会

(1) 日 時 平成 18 年 2 月 10 日 (金) 11:00~12:00

(2) 場 所 (社)緑の安全推進協会 会議室

(3) 議 題

- ① 第 64 回植物防疫研修 (平成 18 年 1 月 25 日~31 日) 修了者の資格認定
- ② 緑の安全管理士認定要綱、要領の改訂について
- ③ その他

(4) 出席者 弓削参事

6. 組合員異動

[代表者変更]

○ 株式会社 石沢商事 (富山県)

新: 日光 義弘

旧: 石沢 陽子

○ 魚又商事株式会社 (京都府)

新: 奥 利文

旧：松石彰良

〔安全協幹事変更〕 (岐阜県)

○ 新：広瀬 正男 株式会社 山正

旧：井戸 芳廣 三栄商事株式会社

〔住所表示変更〕

○ 株式会社 水沢農薬 (岩手県)

新：岩手県奥州市水沢区御町3番地3

旧：〃 水沢市御町3番地3

* 郵便番号、電話番号は変更なし

7. (財)報農会、農家子弟に奨学金を交付

財団法人報農会は、2月8日、平成17年度の農家子弟への奨学金贈呈について審査委員会を開き、提出された研究報告を審査した結果、下記の5名の農業大学校生に對し奨学金を贈呈することを決めた。

この奨学金は、植物保護に關心をもち、かつ農業後継者として科学的知識や技術を深めるために、県立農業者大学校等に在籍して優秀な研究を行った農家子弟に対して贈られるもので、昭和58年度に発足して以来今回は23回目に當たる。受賞者は今回を含めて延べで105校105名に及んでいる。なお、奨学金は賞状とともにそれぞれの在籍大学校長から贈呈される。

本年度の受賞者及び調査研究課題は次のとおりである。

◎ ストックのビビフルフロアブルによる開花促進について

山形県立農業大学校 園芸経営学科花きコース2年 小笠原 隆道

◎ 各種害虫の農薬に対する抵抗性

千葉県農業大学校 病害虫専攻研究科 宮路 良彦

◎ 極早生温州“岩崎”の有機、減農薬栽培が病害虫の発生及び秀品率に及ぼす影響

和歌山県農業大学校 園芸課程果樹専攻2年 山田 将伯

◎ ブドウ「ピオーネ」の果実品質に及ぼす環状はく皮並びにジベレリン1回処理の効果

香川県立農業大学校 担い手養成科果樹園芸コース2年 松永 浩二

◎ 熊本県内における果樹ハダニ類の薬剤抵抗性実態調査と防除対策

熊本県立農業大学校 農学部園芸学科果樹コース2年 谷 口 史 明

8. 農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について

標記の件について農林水産省から通知がありましたので7頁に掲載します。

残留農薬のポジティブリスト制度が今年の5月29日から始まります。この制度では、残留基準の設定されていない農薬等には、0.01 ppmという低い数値が一律基準値として設定されることになります。この基準値をオーバーしてしまうと、農産物の出荷停止・回収などの対応が求められる可能性があります。これまで以上に農薬のドリフト（飛散）には気をつけなければなりません。掲載通知をご精読下さい。

また、農林水産省の農薬コーナーホームページに「残留農薬のポジティブリスト制度と農薬のドリフト対策のコーナー」が作成されていますのでご参考ください。

(<http://www.maff.go.jp/nouyaku/top.htm>)

そのほかに、植物防疫課が作成した飛散防止対策リーフレットが紹介されています。本資料は、農家等に説明したい時、余白部に社名（店名）等を挿入して（本文は変更しないこと）利用して良いとのことです。（10頁に掲載）

なお、全農薬独自には、飛散防止対策資料を作る予定はありません（JA全農は独自リーフレットを配布中）。配布した日本植物防疫協会「地上防除ドリフト対策マニュアル」等も参考にして下さい。（JP-P-NETでご覧になれます）

9. PCP剤及びPCNB剤の回収の徹底について

標記の件について農林水産省消費・安全局長から連絡がありましたので、14頁に掲載します。

また、PCP製品回収センターは平成18年3月末日をもってPCP製品回収の受付を終了しますが、平成18年4月1日以降はPCP製品情報センターが開設され、PCP製品所有者が自ら製品処理を行う場合の製品取扱マニュアル、運搬・処理に係る情報の問い合わせに応える旨の連絡が来ましたので、15頁に掲載します。

なお、PCNB剤についても同様の扱いになる予定ですが、詳細はPCNB製品回収センター（フリーダイヤル0120-391-321）にご連絡下さい。受付時間は月曜日～金曜日（土・日・祝祭日は除く）の午前9:00～午後6:00です。

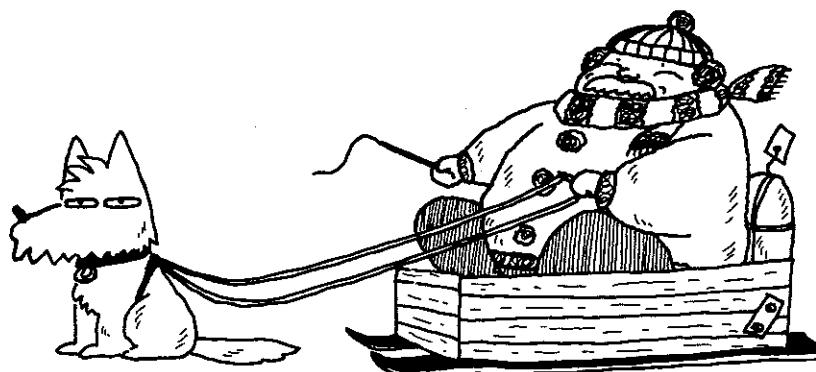
■■■■■ 主な行事予定 ■■■■■

[全国農薬協同組合]

平成 18 年 4 月 13 日 (木)	第 230 回理事会
7 月 11 日 (火)	第 32 回安全協常任幹事会
9 月 14 日 (木)	第 231 回理事会
9 月 21 日 (木) ~27 日 (水)	第 65 回植物防疫研修会
10 月 24 日 (火)	監査会
11 月 13 日 (月)	第 232 回理事会
11 月 14 日 (水)	第 41 回総会・第 29 回全国集会
	第 233 回理事会
12 月 7 日 (木)	第 234 回理事会

[全国農薬業厚生年金基金]

平成 18 年 2 月 21 日 (火)	第 29 回代議員会・第 38 回理事会
----------------------	----------------------

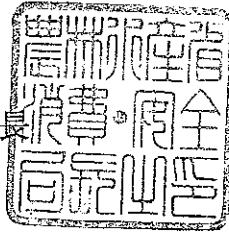




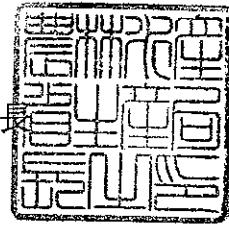
17消安第 8282号
平成17年12月20日

全国農薬協同組合理事長 殿

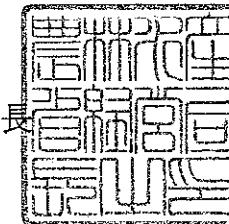
農林水産省 消費・安全局長



農林水産省 生産局



農林水産省 経営局長



農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について

農薬の飛散による危害を防止する観点から、これまで農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）の周知徹底の取組や農薬危害防止運動の実施等、農薬使用者に対し、農薬の適正使用及び農薬の飛散防止措置の実施を図るよう、指導の徹底に努めてきたところです。

一方、平成15年の食品衛生法（平成15年法律第55号）の改正により、平成18年5月から同法に基づく残留基準値が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（いわゆる「ポジティブリスト制度」）が導入されることとなっています。また、ここでいう一定量とは、「食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量」（平成17年11月29日厚生労働省告示第497号）により0.01ppmとするとされたところです。

こうしたことを踏まえ、今後農薬散布を行う場合には、当該農薬が散布されるほ場のみならず、その周辺で栽培されている食用農作物（以下「周辺農作物」という。）の収穫物についても、食品衛生法の基準を超えた農薬が残留することがないよう、農薬の飛散防止措置の一層の徹底を図る必要があります。

つきましては、別紙のとおり「農薬の飛散による周辺農作物への影響防止対策」をとりまとめたので、御了知頂くとともに、本対策の推進に特段の協力をお願いします。

なお、都道府県知事には、農政局等を通じ、別添のとおり通知しているので併せてお知らせします。

農薬の飛散による周辺農作物への影響防止対策

1. 地域として取り組むべき農薬飛散影響防止のための体制整備

農薬散布に伴う飛散による周辺農作物への影響防止を効果的に実施するためには、地域の農業者が協力して飛散防止に取り組む必要がある。

このため、都道府県の農作物病害虫防除指導関係、生産振興関係及び普及関係の行政部局、農業者団体等が連携して、農薬の飛散影響防止対策の指導・啓発のための指導体制を整備し、都道府県の対策方針を定め、農薬飛散影響防止対策に取り組むものとする。

また、都道府県の指導体制のもとに、効果的に対策が講じられるよう地域の実情に応じて、病害虫防除所、普及指導センター、市町村等が連携して地域単位の指導体制（以下「地域組織」という。）を整備するものとする。その際、農業協同組合等の生産者団体や病害虫防除組織とも連携して整備することが望ましい。さらに、農薬販売業者や防除業者等についても極力参画を得るものとする。地域組織は以下の取組を行うものとする。

- (1) 地域組織は、ポジティブリスト制度の導入に伴う農薬使用上の問題点の抽出とその対応策について検討を行い、その結果を踏まえて地域の農業者に対し啓発を行う。また、農薬の飛散影響防止のための農業者相互の連絡体制を整備する。
- (2) 地域組織は、2に掲げる対策の実施について、農業者に対して指導を行う。特に、散布される農薬の種類、散布方法及び周辺農作物の収穫時期等の状況から、農薬の飛散による影響が特に大きいと予想される場合には、農薬散布を行う農業者又は周辺農作物の栽培者に対し2の(2)の④及び⑤の対策を徹底するよう指導する。
- (3) 農薬の飛散により食品衛生法の基準を超える農薬の残留があった場合には、地域組織は、再発防止のため、地域の作物品目、使用農薬、防除方法等について見直しを行う。

2. 個々の農業者が行う農薬の飛散影響防止対策等

- (1) 病害虫防除については、病害虫の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布することを見直し、以下の3点の取組からなる総合的病害虫・雑草管理（IPM）に努める。
 - ① 輪作、抵抗性品種の導入や土着天敵等の生態系が有する機能を可能な限り活用すること等により、病害虫・雑草の発生しにくい環境を整える。
 - ② 病害虫発生予察情報の積極的な活用等による病害虫・雑草の発生状況の把握を通じて、防除の要否及び防除適期を適切に判断する。

③ 防除が必要と判断された場合には、病害虫・雑草の発生を経済的な被害が生じるレベル以下に抑制するために、多様な防除手段の中から適切な手段を選択し、病害虫・雑草管理に努める。

(2) 病害虫の発生状況を踏まえ、農薬使用を行う場合には、次の事項の励行に努め、農薬の飛散により周辺農作物に被害を及ぼすないように配慮する。

① 周辺農作物の栽培者に対して、事前に、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類等について、連絡する。

② 当該病害虫の発生状況を踏まえ、最小限の区域における農薬散布に留める。

③ 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、散布器具のノズルの向き等に注意する。

④ 特に、周辺農作物の収穫時期が近いため農薬の飛散による影響が予想される場合には、状況に応じて使用農薬の種類を変更し、飛散が少ない形状の農薬を選択し、又は農薬の散布方法や散布に用いる散布器具を飛散の少ないものに変更する。

⑤ 上記の②から④の対策をとっても飛散が避けられない場合にあっては、農薬使用者は散布日の変更等の検討を行い、その上でやむを得ないと判断される場合には、周辺農作物の栽培者に対して収穫日の変更、圃場の被覆等による飛散防止対策を要請する。

⑥ 以下の項目について記録し、一定期間保管する。

ア. 農薬を使用した年月日、場所、対象農作物、気象条件（風の強さ）等

イ. 使用した農薬の種類又は名称及び単位面積当たりの使用量又は希釈倍数

⑦ 農薬の飛散が生じた場合には、周辺農作物の栽培者等に対して速やかに連絡するとともに、地域組織と対策を協議する。

農薬散布するときには これまで以上に気をつけましょう！



Aさんは、明日、自分の水稻に農薬を散布します。隣のBさんの畑にはコマツナが栽培されていて、出荷時期のようです。Aさんは以前自分の散布した農薬が飛散して、隣のBさんのコマツナの葉に斑点が出たことがあるので、今度はそのような心配のない農薬を選んだと言っています。でも…

Bさんには、何か別の心配があるようです。

残留農薬のポジティブリスト制度

- 食品衛生法が改正され、残留農薬のポジティブリスト制度が平成18年5月29日からはじまります。
- この制度では、今まで残留農薬基準値がない農薬にも、0.01ppmという低い数値が基準値として設定されることになります。
- この基準値をオーバーしてしまうと、生産物の出荷停止・回収などの対応が求められる可能性があります。

つまり、これまで以上に気をつけなくてはいけないのは… 飛散

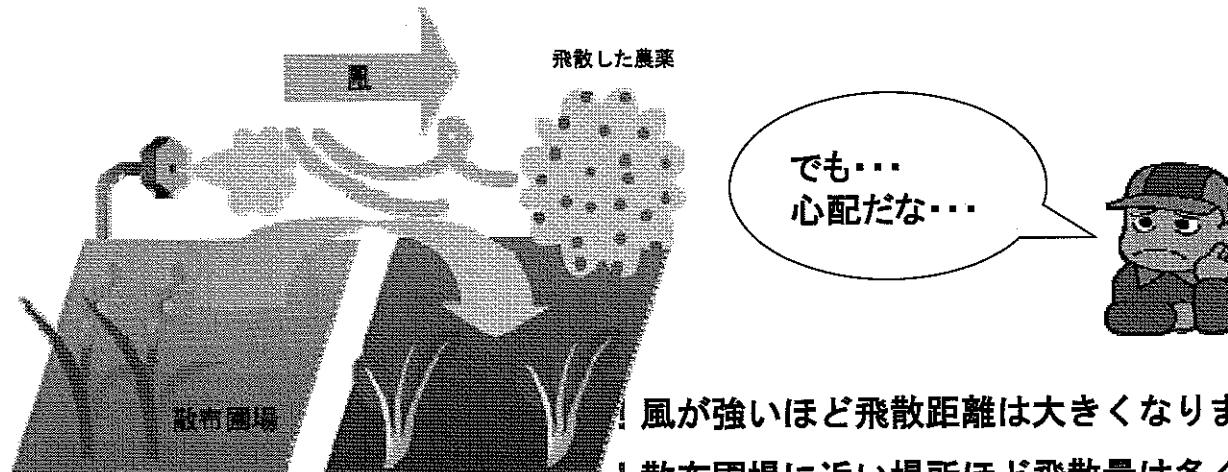
どんなときに注意が必要？

使用しようとする農薬がまわりの食用作物に登録のない場合

Aさんの水稻とBさんのコマツナのように、ある作物に使おうとする農薬が、その作物のまわりで栽培されている他の食用作物に登録（適用）がない場合は注意が必要です

次の場合には特に注意が必要です！

- 圃場どうしの距離が近いとき
- 隣の食用作物の収穫が近づいてきたとき
- 飛散が起こりやすい散布方法のとき



！風が強いほど飛散距離は大きくなります

！散布圃場に近い場所ほど飛散量は多くなります

！次の場合は飛散が多くなる傾向があります

- ・細かすぎる散布粒子のノズルを使う場合
- ・散布圧力を上げすぎる場合

◆散布することをまわりの栽培者に伝え、日頃からコミュニケーションをとるなど、地域の農業者同士の連絡を密にしておくことが重要です

対策は？

散布時に守りたいこと



◎散布量が多くなりすぎないよう気をつけましょう

➡ 敷布は必要最小限の量と区域で行うようにしましょう

◎風の弱い時に風向に気をつけて散布しましょう

➡ 風下に別の作物がある時はとくに注意が必要です

◎散布の方向や位置に気をつけて散布しましょう

➡ できるだけ作物の近くから、作物だけにかかるよう散布しましょう

➡ 園場の端部での散布は外側から内側に向けて行うようにしましょう

◎細かすぎる散布粒子のノズルは使わないようにし、

散布圧力を上げすぎないようにしましょう

➡ 粒子が細かいほど、圧力を高めるほど飛散しやすくなります

◎タンクやホースは洗いもれがないようきれいに洗って

おきましょう

こんな対策も有効

◎まわりの作物にも登録のある農薬を使用する

◎飛散しにくい剤型（粒剤等）の農薬を使用する

◎境界区域では農薬を散布しない

◎まわりの作物をネットやシートなどで遮蔽したり一時的に覆う

◆ 飛散をできるだけ減らすよう工夫して散布しましょう
また、農薬を散布したら必ず記帳するようにしましょう

どこに相談したらいい？

アドバイスしてくれる地域の指導機関

◎都道府県の病害虫防除所

◎都道府県の普及指導センター

◎JAなど地域の農業団体の営農指導員

どこに相談
すればいい
んだろう？



◆もし飛散が起こってしまったら、すぐにまわりの栽培者に
知らせるとともに指導機関に相談しましょう

農薬の散布は注意して行いましょう。
これからAさんもBさんもお互いに連絡
を今まで以上に取り合って下さいね。

ありがとう。
これからは農薬を選ぶのも難しくなるな～
まだまだ知らないことがたくさんありそうだから、これからもよろしく。



<本資料についての問い合わせ先>

農林水産省消費・安全局植物防疫課(防除担当)
〒100-8950 東京都千代田区 霞ヶ関1丁目2番1号
TEL (代表) 03-3502-8111
(内線) 3242, 3243
FAX (03)3502-3386



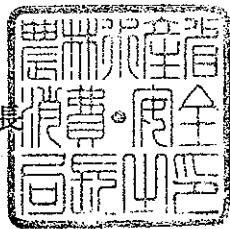


17 消安第9663号

平成17年12月22日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



PCP剤及びPCNB剤の回収の徹底について

PCP剤及びPCNB剤については、毒性のあるダイオキシン類が確認されたことから、「PCP剤及びPCNB剤の回収について」（平成14年4月12日付け14生産第556号農林水産省生産局長通知）において、関係する農薬製造業者に対し、回収及び厳重な保管・管理を指導してきたところである。

今般、別添写しのとおり、当該農薬製造業者に対し、平成18年3月末日を目途に最終的な回収作業の実施及び回収したこれらの農薬の適正な処理を要請したので、貴組合傘下の組合員に対し、当該回収作業が円滑に行われるよう協力方通知願いたい。

また、貴組合傘下の組合員を通じて農薬使用者等に対し、

- ① 当該農薬製造業者による回収作業が終了した以降は、当該剤の所有者の責任において処理を実施することとしていること
- ② なお、その際、当該剤の所有者が適正な対応を行うことができるよう、当該製造業者に対し、回収マニュアルの提供や廃棄物運搬及び処分業者の紹介等を行うための相談窓口を設置するよう要請したこと

について、周知徹底が図られるよう併せて通知されたい。

全国農薬協同組合 御中

PCP 製品回収受付終了、PCP 製品情報センター開設について

PCP 製品回収センター



PCP 製品回収では、ご協力、ご支援を賜りまして、誠にありがとうございました御礼申し上げます。『PCP 剤及び PCNB 剤の回収について』(平成14年4月12日付け14生産第556号農林水産省生産局長通知)に基づき、以前 PCP 製品を製造、販売していた各社は、発見情報の一元化、迅速かつ適切な回収を実施すべく、平成14年4月より PCP 製品回収センターを開設し、鋭意回収業務にあたって参りました。

その間、全国より多数の発見情報・回収依頼を賜り、平成17年12月末日現在、総計70トンの PCP 製品を回収することができました。これも、偏に皆様のご協力の賜と感謝申し上げます。

このように PCP 製品回収センターは、約4年間に渡り、PCP 製品回収にあたって参りましたが、先般の、農林水産省発『PCP 剤及び PCNB 剤の回収の徹底について』(平成17年12月22日付け17消安第9663号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、平成18年3月末日をもって、PCP 製品回収の受付を終了させていただきます。平成18年3月末日までは、従来に引き続き、最終的な回収作業に全力を挙げて取り組ませていただきます。それ以降につきましては、PCP 製品所有者の責任において処理を実施していただくことになりますので、皆様のお役に立つべく、PCP 製品情報センターを開設し、PCP 製品運搬・処理に係る適切な情報を発信させていただく所存です。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、PCP 製品回収・製品情報に関する今後の対応につきましては、下記のとおりとさせていただきますので、貴下機関へのご周知、ご指導の程、よろしくお願ひ申し上げる次第です。

記

1. PCP 製品回収センターによる、回収ご依頼の受付 平成18年3月31日まで

平成18年3月31日まで、製品回収のご依頼を承ります。当該期日までにご依頼のあった案件につきましては、PCP 製品回収センターが、責任をもって回収し、農林水産省指示に従い、適切に処理させていただきます。今一度、お手元を確認され、万一 PCP 製品がございましたら、弊センター宛ご一報賜りますようお願い申し上げます。

■ ご連絡、お問合せ先

PCP 製品回収センター

フリーダイヤル 0120-35-3694

受付時間 月曜日～金曜日(土、日、祝日は除く) 午前9時～午後5時

2. PCP 製品情報センターの開設

平成18年4月1日より1年間を目途に、PCP 製品情報センターを開設いたします。

PCP 製品所有者の皆様が、自ら製品処理を行う場合において、お問合せいただければ、製品取扱マニュアル、運搬・処理に係る適切な情報を発信させていただきます。

■ お問合せ先

PCP 製品情報センター

フリーダイヤル 0120-35-3694 (PCP 製品回収センター番号と同じです。)

受付時間 月曜日～金曜日(土、日、祝日は除く) 午前9時～午後5時

以上

第64回 植物防疫研修会修了者名簿

平成18年1月25日～1月31日

番号	氏名	県名	会社名
1	石山 隆広	北海道	株サングリン太陽園
2	室橋 浩司	"	"
3	藤川 玄	"	小柳協同(株)
4	小林 秀勝	"	"
5	所 英知	"	北海道日紅(株)
6	西木戸 典彦	"	"
7	松尾 平祐	青森	株みちのく松善
8	大坂 広昭	秋田	株コハタ 秋田営業所
9	會田 和宏	山形	山形日紅(株)
10	柴田 嘉也	"	"
11	松本 康寛	福島	カネコ種苗(株) 郡山支店
12	天田 尚徳	千葉	カネコ種苗(株) 千葉支店
13	細川 雅人	石川	日栄商事(株)
14	鈴木 雅彦	福井	株上田五兵衛商店
15	佐久間 栄子	愛知	トヨハシ種苗(株)
16	石川 和彦	愛知	"
17	今井 公之	三重	東海物産(株)
18	上村 三郎	"	(有)青山グリーン
19	谷内 誠	富山	株山正 富山営業所
20	岡本 克史	岡山	山陽薬品(株)
21	中島 和彦	"	井上商事(株)
22	松本 尚彦	"	"
23	坂村 守正	広島	株竹間農園
24	渡壁 拓哉	愛媛	大信産業(株) 今治営業所
25	鶴丸 和巳	福岡	ヒノマル(株) 福岡支店
26	牧辰一郎	熊本	ヒノマル(株)
27	安達徹	大分	株安達博商店
28	梶原 孝三郎	"	グリーンテック九薬(株) 大分営業所

全農薬ホームページをご利用下さい。

○ 全農薬通報を掲載しました。

○ リンク先を増やしました。
関係官公庁、農薬メーカー、報道関係等

NATIONAL AGRICULTURAL CHEMICALS WHOLESALERS UNION

 全国農薬協同組合
東京都千代田区内神田3-3-4 TEL 03-3256-0980
TEL 03-3254-4171(代) FAX 03-3256-0980

新着情報

■平成18年度の地区会議の日程をアップしました。(12月27日)
リンク先のサイトに地図が掲載されています。

■『全農薬通報』最新号240号をこのページ下方にアップしました。(12月20日)
『全農薬通報』239号をこのページ下方にアップしました。(12月1日)
例数月の20日に発行される全農薬組合員の情報誌です。

■全農薬第40回総会・安全協第28回集会・40周年記念式典・パーティ(11月17日)
11月16日虎ノ門パストラルに於いて、総会、集会、記念式典、パーティが執り行われました。

■農薬安全適正使用ガイドブック2006年版予約受付開始します(11月15日)
詳細はガイドブックのページをご覧下さい。

プロフィール

事業内容
概要

スローガン
運動・事業方針
農薬管理マニュアル

組合員紹介

組合員検索
組合員名簿

賛助会員名簿

農薬安全使用のための
13ヶ条

農業安全使用ガイドブック

2006年版
ご購入方法

農業安全使用
5つのチェック!

リンク

■個人情報保護について

■『全農薬通報』
最新号 第240号

■『全農薬通報』
バックナンバー

Copyright(C) NATIONAL AGRICULTURAL CHEMICALS WHOLESALERS UNION All rights reserved